



Newsletter

KPMG in Thailand



Global Japanese Practice タイ ニュースレター 2018 年 12 月 No. 2

改正労働者保護法と IBC の投資奨励のアップデート

お客様各位

先週の 12 月 13 日に、退職給付債務に影響を及ぼす法定解雇金の引き上げを含む改正労働者保護法が国民立法議会にて最終承認されました。今後、国王の署名後に官報（Royal Gazette）にて公告される予定ですが、改正法の施行日は官報に掲載された日から 30 日後とされています。

また、先週の 12 月 11 日付で、BOI はウェブサイト上で International Headquarters (“IHQ”) 及び International Trading Centers (“ITC”) の投資奨励の停止と、International Business Center (“IBC”) の投資奨励の追加（業種 No. 7.34）を BOI Announcement という形で公布しました。

(1) 改正労働者保護法のアップデート

改正労働者保護法の主な改正内容は、以下の通りです。改正法の施行日は官報に掲載された日から 30 日後とされていますので、施行は早くとも来年の 1 月以降となります。

- 雇用主は、勤続年数 20 年以上の従業員に対して、最終給与の 400 日分の法定解雇金を支払う義務を有する（現行法では最終給与の 300 日分の法定解雇金）
- 女性従業員は、産前産後休暇を最大で 98 日取得する権利を有する（現行法では 90 日）
- 全ての従業員は、用事休暇（有給休暇）を少なくとも 3 日間取得する権利を有する（現行法では無し）
- 雇用主は、従業員の雇用終了日から 30 日以内に残業代を含む給与等を支払わなければならない
- 雇用主の変更に際しては、従業員の同意を必要とし、従業員は前雇用主の下で得ていた権利と同等の権利を与えられる（事業譲渡や合併による雇用主の変更も同様）

(2) IBC の投資奨励のアップデート

新たに BOI の投資奨励として導入された IBC の業務範囲及び要件は、以下の通りです。旧制度となる IHQ 及び ITC を組み合わせたようなものになりますが、従業員数の要件等が加えられています。

	旧 IHQ の投資奨励 (停止)	旧 ITC の投資奨励 (停止)	IBC の投資奨励 (新設)
業務 範囲	<p>関係会社に対する以下のサービス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 2 商品等の調達サポート 3 製品の研究開発 4 技術サポート 5 マーケティング及び販売促進 6 人事管理、トレーニング 7 財務アドバイザー 8 経済・投資分析、調査 9 与信管理 10 トレジャーセンター業務（タイ中央銀行の許可が必要） 11 その他委員会で承認されたサービス 	<p>関係会社及び第三者に対する仕入・販売取引（卸売に限る）</p>	<p>A. 関係会社に対する以下のサービス</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 2 原材料・部品の調達サポート 3 製品の研究開発 4 技術サポート 5 マーケティング及び販売促進 6 人事管理、トレーニング 7 財務アドバイザー 8 経済・投資分析、調査 9 与信管理 10 トレジャーセンター業務（タイ中央銀行の許可が必要） 11 その他歳入局が IBC の業務として定義したサービス <p>B. 関係会社及び第三者に対する国際販売取引（卸売に限る）</p>
要件	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1 千万バーツ以上の資本金 ▪ 1 百万バーツ以上の IHQ の業務に使用する新規固定資産の取得 ▪ 最低 1 カ国以上の海外の関係会社に対してサービスを提供 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1 千万バーツ以上の資本金 ▪ 1 百万バーツ以上の ITC の業務に使用する新規固定資産の取得 	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 1 千万バーツ以上の資本金 ▪ 1 百万バーツ以上の IBC の業務に使用する新規固定資産の取得 ▪ IBC の業務に従事するフルタイムの専門性を有する従業員数が 10 名以上（上記 10 のトレジャーセンター業務のみを行う場合はフルタイムの専門性を有する従業員数が 5 名以上） <p>※海外の関係会社に対するサービス提供要件については明記されていない</p>

留意点	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発に使用する機械装置の輸入関税・VAT の免除の恩典あり (B1) 	<ul style="list-style-type: none"> 輸出用製品の原材料・部品の輸入関税・VAT の免除の恩典あり (B1) 	<ul style="list-style-type: none"> 上記「B. 関係会社及び第三者に対する国際販売取引（卸売に限る）」のみを申請することができず、上記 1～10 のいずれかの関係会社に対するサービス業務も併せて申請する必要がある 研究開発に使用する機械装置の輸入関税・VAT の免除の恩典あり (B1)（ただし、輸出用製品の原材料・部品の輸入関税・VAT の免除の恩典は無い）
-----	--	---	---

KPMG のコメント

会計上の退職給付債務に影響を及ぼす法定解雇金の引き上げを含む改正労働者保護法が、今後、官報掲載日から 30 日後に施行されることになりました（施行は早くとも来年の 1 月以降）。これに伴う会計上の留意点については、別途配信するニュースレターをご参照ください。

IBC の投資奨励については、BOI から IBC の申請様式も公布されたため、BOI に IBC の投資奨励を申請することが可能な状態となりました。導入されたばかりの制度のため、今後、申請実務の中で明らかになってくることも多くあろうかと思えます。なお、歳入局の IBC の税務インセンティブに関しては、「GJP Newsletter 2018 年 10 月 No.2」でお伝えした 2018 年 10 月 10 日付のアナウンスから追加のアナウンスは出ておりません。

KPMG 税務・法務担当者

柴田 智以、ディレクター
E: tshibata1@kpmg.co.th

伊藤 進、アソシエイトディレクター
E: sito1@kpmg.co.th

澤合 恵、コーディネイター
E: msawaai@kpmg.co.th

[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)

[過去のニュースレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

[Privacy](#) | [Legal](#) | [Unsubscribe](#)

© 2018 KPMG Phoomchai Audit Ltd. a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

twitter.com/KPMG_TH
youtube.com/KPMGinThailand
facebook.com/KPMGinThailand



kpmg.com/app





Anticipate. Innovate. Deliver

kpmg.com/th

